

「頑張る事業者応援事業」対象事業者さまへ

水道料金減額のご案内

那覇市上下水道局では、「那覇市頑張る事業者応援事業給付金」の認定を受けた皆さまに対し、令和2年4月分から6月分までの3か月、水道料金の一部を減額いたします。

同封の「水道料金減額申請書」を記入のうえ「那覇市頑張る事業者応援事業給付金支給決定兼確定通知書の“写し”」を添えて水道局に郵送してください。 **※ 申請期限：令和3年3月31日（水）当日消印有効 ※**

大家さん等に水道料金を支払っているときは

事務所や店舗が賃貸物件で、大家さん等に水道料金を支払っている場合は、大家さんなど那覇市上下水道局と給水契約を結んでいる方の名前で申請が必要です。

大家さん等からの承諾があれば、頑張る事業者の皆さまが減額の手続きをすることができ、減額にともなう還付金も直接、受け取ることができます。

申請書の記入例をご確認のうえ、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

☆☆☆大家さんへ☆☆☆

この減額制度は、コロナウイルス感染拡大に伴う事業者の負担軽減を目的としており、大家さんが水道料金の減額を受ける場合、『対象事業者』さまへの還元が条件となっております。

手続きは『対象事業者』さまへ委任することが出来ますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。



詳しくは那覇市上下水道局のホームページをご確認ください。

• 郵送する書類

- ① 水道料金減額申請書
 - ② 那覇市頑張る事業者応援事業給付金支給決定兼確定通知書の写し
- ※大家さん等に水道料金を支払っているときは、①②に加え
- ③ 支払っている水道料金と使用水量が分かる書類（4月～6月分）
 - ④ 借りている物件で営業していることが分かる書類（営業許可証など）

• 郵送先 **申請期限：令和3年3月31日（水）当日消印有効**

〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1
那覇市上下水道局 料金サービス課
「減額申請書」とご記載ください。

※使用水量によっては、減額が100円未満になる場合もございます。

お問合せ、ご相談

TEL：098-941-7811
那覇市上下水道局料金サービス課